能代市物品等応募型指名競争入札の参加者の募集について

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加者を公募する

1	発注番号	第1－23号
2	公募日	平成24年　5月21日
3	契約担当者	能代市長　　齊　藤　滋　宣
4	物品（業務）名	除雪グレーダ（3．1m級　アングリングプラウ付）
5	納入（業務）場所	能代市字鳥小屋地内　能代市役所道路維持センター
6	納入期限（期間）	平成25年　1月31日
7	当該物品又は委託等の主管課	都市整備部　道路河川課 電　話　番　号　　0185-89－2193 ファクシミリ番号　0185-89－1778
8	種別	物品（総額入札）
9	主な仕様	仕様書のとおり ※設計、仕様等の詳細については、公募文とともに全てホームページに掲載しています
10	入札参加資格要件	入札に参加する者に必要な要件は、応募型指名競争入札基本事項1のほか、次の要件を満たす者であること。 （1）　平成24・25年度能代市物品等指名競争等入札参加資格者名簿に登載されている者であること。 （2）　東北6県内に契約の締結できる営業所を有していること。 （3）　平成24・25年度物品等指名競争入札等参加資格申請において「①指名競争入札及び随意契約」を選択している者であること。 （4）　国・秋田県及び本市の指名停止期間中でないこと。
11	入札に関する注意事項	入札書には総額（消費税等を除く）を記入すること。
12	入札予定日	平成24年　6月　1日（金）午前11時00分 入札までのスケジュールは別紙のとおり
13	契約の締結に関すること	（1）契約締結時期 ア　仮契約 落札者は、落札決定の通知を受けた日から7日以内に仮契約を締結するものとする。 イ　本契約 本物品の契約については、能代市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年条例第41号）の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない財産に該当するので、落札後仮契約をし、議決後本契約を締結することとする。 （2）　契約保証金については、能代市財務規則第127条の規定による。
14	その他	（1）別添の応募型指名競争入札基本事項のとおり。 （2）落札者は仮契約の締結までに入札金額と一致する見積内訳書を提出すること。

物品名：　除雪グレーダ（3．1m級　アングリングプラウ付）

入札スケジュール

	手続等	期間・期日・期限等	備考
1	設計図書等の閲覧・貸出	平成24年　5月21日　（月）正午から 平成24年　5月23日　（水）午後5時まで（閉庁日を除く）	基本事項2のとおり
2	設計図書等に対する質問の受付	平成24年　5月21日　（月）正午から 平成24年　5月23日　（水）午後5時まで（閉庁日を除く）	基本事項2のとおり 提出先：物品主管課
3	申込書類の受付	平成24年　5月21日　（月）正午から 平成24年　5月25日　（金）午後5時まで（閉庁日を除く）	基本事項3のとおり
4	指名通知・非指名通知	平成24年　5月29日　（火）	基本事項4のとおり
5	設計図書等に対する質問への回答	平成24年　5月25日　（金）午前9時から回答書を掲示	掲示場所：契約検査課
6	入札予定	平成24年　6月　1日　（金）午前11時00分 会場：能代市役所第5庁舎2階　契約検査課入札室	基本事項5のとおり

様式第１号（第６条関係）

物品及び委託等用

物品等応募型指名競争入札参加申込書

平成　　年　　月　　日

能代市長　　齊　藤　滋　宣　　様

住　　所
申込者　商号又は名称
代 表 者 氏 名　　印
（名簿登載番号　　）

次の物品及び委託等に係る応募型指名競争入札に参加したいので、申し込みます。

なお、公募に示された入札に参加する者に必要な要件（指名停止を受けていないこと等）を満たし、地方自治法施行令第１６７条の４（ただし、第２項は他の地方公共団体に限る）に該当しないこと及び提出書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

発　注　番　号	第１－２３号			
物品（業務）名	除雪グレーダ（３．１ｍ級　アングリングプラウ付）			
本入札に関する連絡先	担　当　者　名			
	電　話　番　号		ＦＡＸ番号	

応募型指名競争入札基本事項（物品・委託等）

１　入札に参加する者に必要な要件

（１）平成２４・２５年度能代市物品等指名競争入札等参加資格者名簿（以下、資格者名簿という。）に登載されている者であること。

（２）本市の指名停止措置を受けていないこと。

２　仕様書等に関すること。

（１）仕様書等の閲覧及び貸出しは次によるものとする。

ア　閲覧又は貸出場所　　能代市総務部契約検査課（能代市役所第５庁舎２階）

イ　閲覧又は貸出時間　　４時間以内

ウ　その他　　設計図書は破いたり、汚すことのないよう十分注意すること。

（２）仕様書等に関する質問は、次によるものとする。

ア　質問方法　簡易なものを除き、書面（任意様式）を作成し、原則としてファクシミリで送付すること。

イ　提 出 先　物品・委託等の業務主管課

（３）質問に対する回答は、契約検査課において供覧を行う。

３　入札参加申し込みに関すること。

（１）入札参加申込書

入札に参加しようとする者は、能代市物品等応募型指名競争入札参加申込書を市長に提出すること。

（２）申込書類の入手方法

ア　交付場所　　能代市総務部契約検査課（能代市役所第５庁舎２階）

電話番号　０１８５－８９－２２２２

※能代市のホームページからダウンロードすることもできます。

イ　交付費用　　無料

（３）申込書類の作成

申込書類の作成に当たっては、申込書類に示す注意書きを遵守すること。

（４）申込書類の提出及び受付

ア　提出方法　持参又は書留郵便によること。

イ　提 出 先　能代市総務部契約検査課（能代市上町１番３号）

４　指名通知等

（１）指名通知

申込書類の確認の結果、適当と認めた者に対しては、ファクシミリにより通知する。

（２）非指名通知

申込書類の確認の結果、指名されなかった者に対して、能代市物品等応募型指名競争入札非指名通知書により、理由を付して通知する。

※　上記（１）又は（２）の通知が入札予定日の２日前の時点でも届かない場合は、必ず契約検査課に問い合わせすること。

５　入札に関する注意事項

（１）能代市財務規則（以下「規則」という。）、能代市物品等入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

（２）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の１０５分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

（３）入札書を郵送する場合は、書留によるものとし、入札日時までに到着したもので、１枚（１

回分）とする。（ただし、原則として再度入札には参加できないものとする）

6　その他必要な事項

（１）申込書類に係るヒアリングは実施しないが、必要と認めた場合には説明を求める場合がある。

（２）提出された申込書類は返却しない。

（３）申込書類の審査基準日は、本案件の公表の日とする。ただし、資格者名簿への登載については参加申込期限の日とする。

※新たに資格者名簿への登載を申請する場合は、仕様書等閲覧期限の日までに物品等指名競争入札等参加資格申請書を提出しなければならない。

（４）履行（納入）期限は、事情により変更することがある。

（５）申込書類の作成及び提出についての問い合わせ先

能代市総務部契約検査課（能代市上町１番３号　能代市役所第５庁舎２階）

電話番号　　０１８５－８９－２２２２

ファクシミリ番号　０１８５－５４－６４６０

入　札　書（第　　回）

平成　　年　　月　　日

能代市長　　齊 藤 滋 宣　　様

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　印

下記のとおり能代市財務規則に基づいて入札します。

記

品　　名	除雪グレーダ（３．１m級　アングリングプラウ付）
入　札　金　額	￥
入　札　保　証　金	能代市財務規則第１１２条第１項第３号により免除
備　　考	

仕　様　書

１．品　　名　　除雪グレーダ（３．１m級　アングリングプラウ付）

２．数　　量　　１台

３．規 格 等

別紙「除雪グレーダ（３．１m級　アングリングプラウ付）」の仕様書どおりとする。

４．納入期限　　平成２５年　１　月３１日（木）

５．納入場所　　能代市字鳥小屋地内　能代市役所道路維持センター

６．そ の 他

（１）車輌登録、納車費用など新車購入に必要な経費は入札金額に含む。

（２）自賠責任保険料については別途支払う。

（２）納車の際は、担当課に事前に連絡すること。

７．主 管 課　　能代市役所　道路河川課　大　高

電 話 番 号　０１８５－８９－２１９３

ＦＡＸ番号　０１８５－８９－１７７８

除雪グレーダ（３．１ｍ級　アングリングプラウ付）仕様書

平成２４年度

概　　要

納入機は下記に定める性能、諸元、各部構造その他を満足するほか、道路除雪作業の　使用に耐え得る十分な耐久性及び信頼性と、良好な操縦性能を有するものとする。

納入機は運輸省令昭和２６年第６７号(以降の改正分含む)「道路運送車両の保安基準」に適合するもの、又は平成１７年法律第５１号「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」に基づく「特定原動機技術基準」及び「特定特殊自動車技術基準」に適合するものでなければならない。

但し、継続生産車・輸入車・少数生産車については、平成３年１０月８日付、建設省経機発第２４９号（以降の改正分含む）「排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき指定され、二次基準値以上に適合した排出ガス対策型建設機械とする。

その他、取付に関し法令、基準等のある場合は厳守すること。

形　式　　３．１ｍ級　アングリングプラウ付

１．性　　能（JCMAS T005 性能試験）

（１）除雪幅	2.6 ｍ　以上
（２）最大除雪高さ	
（新雪 ρ=0.08t/m3、除雪速度15km/hにおいて）	0.15 ｍ　以上
（３）ブレード線圧	16 kN/m以上
（４）走行速度	45 km/h以上
（５）騒音レベル	85 db(A)以下
（ｵﾍﾟﾚｰﾀ耳元、無負荷、車両停止、機関最高回転速度、運転室扉窓密閉にて）	

２．主要諸元

（１）全　　長（プラウストレート走行状態にて）		10,000 ㎜ 以下
（プラウ30°アングル走行状態にて）		11,000 ㎜ 以下
（２）全　　幅（プラウストレート時）		3,000 ㎜ 以下
（プラウ30°アングル）		3,300 ㎜ 以下
（３）全　　高（黄色灯火上端まで）		3,800 ㎜ 以下
（４）最低地上高		240 ㎜ 以上
（５）車両総重量	11,000 kg 以上	13,000 kg 以下
（６）最小回転半径（除雪装置にて車体屈折併用）		８ ｍ 以下
（７）乗車定員		２ 人

３．車　　体

（１）機　　関

形　　式	水冷、ディーゼル機関
定格出力	80 kw 以上

（２）車　　軸

前　車　軸	２輪、油圧リーニング機構（リーニング角度15度以上）
後　車　軸	４輪、タンデム機構

（３）フレーム

形　　式	油圧屈折式

（４）タ イ ヤ

形　　式	ラグタイヤ
前　　輪	12.00－24－16PR（G－LUG）
後　　輪	11.00－20－14PR（G－LUG）

（５）かじ取装置

型　　式	全油圧式

（６）運 転 室

構　　造	全鋼製密閉形
窓	（前上）熱線入り （前上・後）冬用ワイパーブレード付

４．除雪装置

（１）構　　成　　アングリングプラウ、ブレード、サークル、ドローバ

（２）作業動力装置　　油圧式、操作弁式（７系統以上）

（３）能　　力

サークル回転角度	左右各 130 度 以上
ブレード昇降範囲	地下 250㎜ ～ 地上 250㎜ 以上
ブレード横送り長さ	左右各 500㎜ 以上
切削角調整装置	手動式
安全装置	ブレードに過大な負荷や衝撃が加わった場合、（シャーピンの切断等により）その力でサークルが自由に回転し、各部の損傷を防ぐ装置を有すること
切刃形式	ストレート形平形刃先（JIS D6101）又は準じる特殊切刃（側刃付）
ブレード緩衝装置	ブレードがマンホールなどの衝撃に衝突した場合、テンションボルトが切断され、ブレードが跳ね上がり、オペレータへの衝撃が緩和及び作業装置の破損も防止できる装置を有すること。
アングリングプラウ	全　　長　　2,200 ㎜ 以下 全　　幅　　3,000 ㎜ 以上 3,400㎜ 以下 全　　高　　1,000 ㎜ 以上 1,200㎜ 以下 最大アングリング角度　30度

５．計器類

（１）燃料系	１式
（２）アワーメータ	１式
（３）水温計	１式
（４）充電警告灯	１式
（５）機関油圧計又は機関油圧警告灯	１式
（６）運行記録計（90 ㎞/h、機関回転数記録、７日計）	１式
（７）機関回転計（運行記録計組込型も可）	１式

６．照明装置類

（１）前部霧灯又は前部作業灯			２灯
（２）黄色灯火（散光式）	前	全幅 500 ㎜ 以上	１式
	後	全幅 1,100 ㎜ 以上	１式
（３）前方作業灯			２灯以上
（４）後方作業灯			１灯以上

７．付属装置及び付属品

（１）バックブザー（後方１ｍにおいて、音圧80db(A)以上）	１式
（２）ウィンドウォッシャー前・後（電動式）	１式
（３）標識板（300×575 ㎜ 以上、車体後部取付）	１式
（４）アンダーミラー（後）	１式
（５）標準付属工具	１式
（６）取扱説明書	１部
（７）部品表	１部
（８）履歴簿	１部
（９）タイヤチェーン	１式
(10) 油圧式ブレードチップ	１式
(11) 床マット	１式
(12) ブレードスリップクラッチ	１式
(13) エアコン	１式
(14) 熱線ガラス（１面）	１式
(15) バンクカット機構	１式

８．塗　　装

国土交通省建設機械塗装基準による

９．検　　査

寸法・外観・溶接・その他組立状況を検査し、さらに車両や作業装置類の動作等の確認を行い全般的な機能を検査する。なお、検査に要する器具は納入者において準備するものとする。

１０．保　　証

納入後、1箇年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、納入者において無償修理を行わなければならない。

ただし、製作会社等が別に定めた保証期間が１箇年以上にわたる場合には、それを適用する。

特に重大な欠陥や故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、納入者と能代市が協議の上、納入者に無償修理を行わせることがある

１１．その他の事項

（１）製造期日等の指定

納入機は、新品でなければならない。

（２）灯火の取付方法の指定

黄色灯火の取付方法は、次のとおりとする。

イ）黄色灯火の規格、取付位置については「道路維持作業用自動車及び道路管理用緊急自動車の取扱について」（昭和55年6月5日付け、建設省機発第473号（以降の改正分を含む）に準じるものとする。

ロ）黄色灯火は、運転室又は作業装置上部に堅固に取付け、黄色灯火の重量、振動に耐えるよう取付部分に必要な補強を行うものとする。

（３）提出図書の言語の指定

取扱説明書など提出を義務づけられた図書に使用する言語は、日本語とする。

（４）緩和申請について

車両登録、基準緩和の申請及び道路維持作業車の申請・届出については納入者が行うものとする。また、これらにかかる費用は納入者の負担とする。ただし、これにより難い場合は、能代市の指示を受けるものとする。